

近江八幡ブランド認定事業 <はちまんもん>

2023 年度 募集要項

| | |
|--------|---|
| 主催 | 近江八幡ブランド実行委員会（事務局：近江八幡商工会議所） |
| 事業目的 | <p>近江八幡は、湖上と陸上の交通の要衝地として発展し、楽市楽座令が布かれた地域として、多くの商人が往来し、また観光地としても繁栄してきた。</p> <p>豊かな自然環境、歴史・文化を背景に伝統的な食の名産品、工芸品など多様な資源を有する一方、ここ数年の急激な社会変化や後継者問題等から、事業継続を危ぶむ事業者の声も聞かれるようになった。</p> <p>そこで、近江八幡ブランド「はちまんもん」という名称で、物産品の新たな認定制度を作り、既存資源を見直し、時代に沿った工夫を加えることにより、その本質的な価値を内外へ総合的にアピールし、未来へ引き継いでいくことを目的とする。</p> |
| 申請資格 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 近江八幡市内（商工会議所管内）に活動拠点を持つ事業者・団体 2. 事業目的を理解し、主催者と共に持続的なブランド推進活動ができる事業者・団体 3. 市税・県税に未納がないこと |
| 対象商品 | <p>◆下記項目にいずれも該当する商品であること。1事業者の申請数は2品までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 近江八幡のさまざまな地域資源（素材・歴史・文化・技術等）を活用した加工品。 2. 近江八幡市民が誇れる、他地域の商品にはない特徴、品質を有していること。 3. 安全安心して利用でき、関係法令に準拠していること。 4. 伝統や歴史を継承しつつ、新たな視点や革新的な取組があること。 |
| 目標認定数 | 年間 20 品程度 |
| 認定期間 | <p>認定日の年度から2年毎に商品内容等の確認を行い、更新する。</p> <p>但し辞退ならびに認定を取り消された場合はその限りではない。</p> |
| 申請・登録料 | <p>申請は無料。登録料は1登録商品ごとに年間1万円（税別）とする。</p> <p>登録料は、はちまんもんのプロモーション費用等に活用する。</p> |
| 申請方法 | <p>所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに近江八幡商工会議所あてに郵送または持参にて提出する。なお、2品申請する場合は、商品ごとに申請書類を作成し、提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請期間：令和5年8月7日（月）～9月29日（金）（郵送の場合：当日消印有効） ②審査結果発表：令和5年10月に審査、11月に審査結果お知らせ、12月発表を予定 ③認定申請書：近江八幡商工会議所ホームページからダウンロードするか、問い合わせ先までご連絡ください。 ④提出先： <p>〒523-0893 近江八幡市桜宮町231-2（近江八幡商工会議所内） 近江八幡ブランド実行委員会 宛</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>提出書類</p> | <p><必須></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認定申請書 ② 申請商品の写真 ③ 申請商品のパンフレット等商品の概要が分かるもの ④ 食品の場合、一括表示事項を記載の商品ラベルの写し <p><任意></p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 事業者や申請商品等に関するメディアの記事(新聞、雑誌、WEB等のデータ) ⑥ 申請商品の特許権、商標権等を取得している場合はその写し ⑦ 「商品特徴」「原材料」「製法・造形」等の記載事項を客観的に明らかにした書類の写し(公的機関で証明されたもの、第三者の評価となる資料など) ⑧ 原材料の安全安心(農薬の適正使用、栽培履歴等)、衛生管理状況を示す書類など <p>※なお、2次審査では、商品の実物が必要となりますので、ご注意ください。 ※申請書提出後、追加資料を求める場合があります。 ※提出書類は原則として返却いたしません。</p> |
| <p>選考方法</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 「近江八幡ブランド実行委員会」が申請書類・申請品が上記対象商品1~4に合致しているか確認。(一次審査) ② 「近江八幡ブランド実行委員会」が評価基準に基づいて審査を行う。(二次審査) ③ ②の結果をもとに「近江八幡ブランド実行委員会」が最終認定する。 <p>※二次審査は事業者から提出された申請書類と現物、<u>プレゼンテーション</u>による審査を行います。二次審査は10月24日(火)に実施予定です。</p> |
| <p>選考基準</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 物語性・・・近江八幡の地域資源と申請商品に関連する魅力的なストーリーがあること 2. 独自性・・・申請商品に独自の製法、アイデア、素材のこだわり、革新的な挑戦があること。 3. 新規性・・・新たな創意工夫や他にない魅力があること。 4. 成長性・・・市場ニーズに合致し、今後の成長が見込まれること。 5. 積極性・・・事業者自身が本制度の目的を理解し、ブランド推進に対して前向きであること。 |
| <p>その他</p> | <p>認定事業者のメリット</p> <ol style="list-style-type: none"> ①はちまんもん認定品パンフレットに掲載 ②第一回認定品としてプレスリリースにて全国発信 ③東京インターナショナルギフトショーへ参加予定(2024年2月6日(火)・7日(水)・8日(木)開催) ④宿泊施設・スーパー・観光案内所等での販売 ⑤近江八幡商工会議所のWEBサイトで紹介 ⑥近江八幡観光物産協会、近江八幡市等、関連団体のWEBサイト等で紹介予定 |
| <p>お問い合わせ</p> | <p>近江八幡ブランド実行委員会(近江八幡商工会議所内) 〒523-0893 近江八幡市桜宮町231-2 TEL:0748-33-4141 FAX:0748-32-0765 MAIL:info@8cci.com ホームページ:https://8cci.com/hachi-man-mon</p> |